

茨木市長宛

緊急通報装置設置事業委託事業者 宛

茨木市緊急通報装置設置事業利用にかかる承諾書

1、利用電話回線について、ご利用中の回線に○をしてください。

- ・NTT アナログ電話回線
 - ・ADSL 回線
 - ・CATV（ケーブルテレビ）回線
 - ・その他回線（ ）
- ・ISDN 回線
 - ・光（電話）回線
 - ・ソフトバンク おとくライン

※ KDDIホームプラス、ソフトバンク おうちの電話、NTTdocomo home でんわ、050で始まる電話番号をもつIP電話は設置できません。

2 緊急通報装置の使用回線は「NTT アナログ電話回線」が前提です。
下記の注意・留意事項をご熟読の上、口にチェックを入れてください。

回線に係る 注意・留意事項	□ アナログ回線以外の場合、停電時は通報できません。 (NTT 以外のアナログ回線も停電時には通報できない場合があります) □ 回線により深夜に電話会社が工事を実施することがあり、緊急通報が届かない場合があります。 □ 回線によりインターネットの速度が遅くなったり、電話に雑音が入ったり、緊急通報が届かない場合があります。 □ 落雷などで瞬時停電した場合、ルーターをリセットしないと緊急通報できない場合があります。 □ 受託業者より通知し、訪問する保守点検を除き、受託業者に回線の変更に伴う工事を頼む場合は、所定の自己負担金が必要となります。
--------------------------	---

私は、茨木市緊急通報装置設置事業の申請に際し、緊急通報機器等は、NTT アナログ電話回線での利用が前提であるため、NTT アナログ回線以外の電話回線を利用していることにより発生した不具合に起因するいかなる苦情または損害賠償についても、茨木市及び委託事業者に対し一切申し立てないことを承諾します。また、緊急通報装置の設置後に、通信回線の変更を行ったときには、速やかに市または信号受信先（受託者）に連絡いたします。

上記及び裏面の注意・留意事項について十分な説明を受けて理解し、承諾しました。

承諾日： 令和 年 月 日

住所：

氏名：

裏面のご利用上の注意をご確認ください

緊急通報装置ご利用上の注意

1. 設置された緊急通報装置を適切な管理のもとに使用するほか、他の目的（身体介助の要請等）には使用できません。
2. 設置された緊急通報装置を必要としなくなった時は、速やかに茨木市に連絡をお願いします。
3. 住居の出入口の鍵を複製して、茨木市から緊急通報装置を委託された事業者（以下「委託事業者」という。）に預託していただきます。

なお、緊急通報装置利用のご本人が同意した場合に限り、鍵を預託していただきます。

また、鍵の追加・変更が生じた際は速やかに茨木市に連絡するとともに、鍵の複製を委託事業者に預託してください。

4. 緊急事態が発生した場合、委託事業者が、その合鍵により住居に入り、事態に対応することがあります。
5. 利用者の過失による機器の紛失、破損やバッテリー及び電池の交換については利用者負担となります。
6. 緊急事態発生時に、その対応のため住居等の一部に破損が生じる場合があります。（修理にかかる費用はご利用者負担となります）
7. ペンダントは入浴や就寝時は体から離して、手の届く範囲に設置してください、故障や誤作動の原因となります。
8. ご利用上、不正等があった場合には、利用の停止又は設置決定の取消をすることがあります。

人感知センサーご利用上の注意

1. 人感知センサーは一定時間動きがないことを検知するもので、生命を守ることを保証するものではありません。
2. 小動物や家電等の熱変化を誤感知することにより、利用者に動きがあると認識し、実際に倒れていても未発報となることがあります。
3. 18 時間以上不在となる場合は、相談ボタンより委託事業者に不在連絡をしてください。また、帰宅時も同様に連絡をしてください。
4. 異常通報を受信した際、状況確認ができない場合は、深夜帯であっても協力員及び連絡先へ安否や状況の確認を依頼するとともに、委託事業者や消防署等が自宅へ入り状況を確認することがあります。
5. 自宅内での生活状況の変化に伴い、人感知センサーでの検知が難しくなった場合は、センサーを取り外す場合があります。